第4章 基本項目と取組み内容

基本項目と取組み内容について

本章では、第３章で定めた「基本目標」の達成に向け、具体的に取り組む内容を示す９つの「基本項目」を設定しています。

本計画は、地域住民や関係機関・団体、行政をはじめとした社会福祉の関係者が互いに協力して取組みを進める必要があります。

本章では、取組みの方向性を示し、それぞれが「地域において目指すこと」を、「地域住民」や「校（地）区社協」、「地域団体」、「社会福祉施設・事業所」などに整理しています。

「北九州市社協の主な取組み」では、基本項目にそった各担当部署の取組み内容の概要を整理しています。

「基本項目」を示す上で、説明が必要な語句はできるだけ分かりやすく解説するとともに、巻末にも用語説明集を作成しています。

基本項目と取組み内容の見方

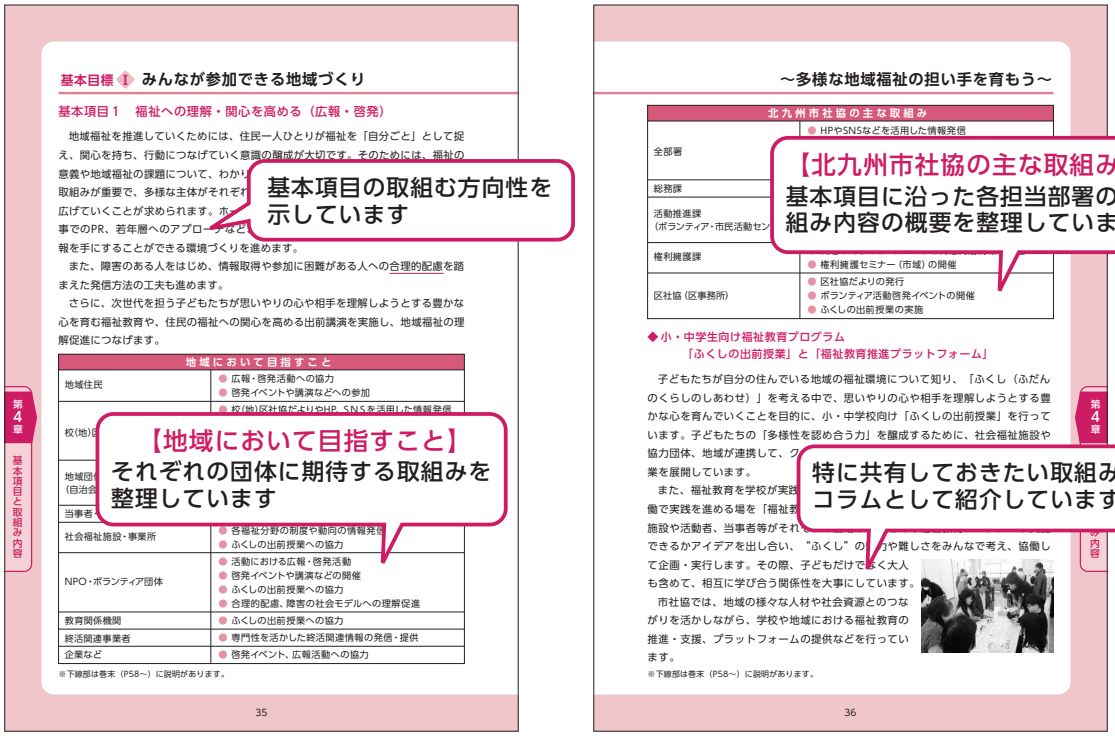

（団体の略称）校区社会福祉協議会・地区社会福祉協議会 ➡ 校（地）区社協
民生委員児童委員協議会 ➡ 民児協
北九州シニアネットワークアカデミー ➡ KSNA